## ボランティア募集の受付に関するガイドライン

令和6年7月25日 島根県立大学松江キャンパス

島根県立大学松江キャンパスでは、学生のボランティア活動を支援しています。ボランティア 募集の受付、学生への情報提供、活動の支援・相談の窓口として、以下のとおり取り扱います。

- 1. 以下に該当するボランティア募集団体の情報を学生へ周知いたします。
- ① 公益性・公共性が高いもの。
- ② 営利を目的としないもの。
- ③ 安全性が高いと判断されるもの。
- ④ 学生に対し教育的配慮を伴った対応をする団体における活動。
- 2. 以下に該当するボランティア募集団体・活動は受付できません。
- (1) 法令に違反するもの。
- ② 公序良俗に反するもの。
- ③ 政治的・宗教的活動を主たる目的とするもの。
- ④ 22 時以降 6 時までの深夜早朝活動。(ただし、キャンプボランティア等、適切に夜間睡眠が 確保される活動はこの限りではない)
- ⑤ 人体に有害なもの、危険が伴うもの、精神的苦痛が懸念されるもの。
- ⑥ 水泳監視等、人命に関わる事が予想され、学生では責任を負いきれないと判断されるもの。
- ⑦ 車の運転を含む活動。
- ⑧ 本来、有資格者によってなされるべき活動。
- ⑨ その他、本学が不適当であると判断するもの。
- 3. ボランティア募集の受付方法 (窓口によって対応が異なります)
- ① 個人からのボランティア募集は受付しません。(社会福祉協議会のボランティアセンターへ ご相談ください)
- ② 活動内容により以下のとおり受付窓口が異なります。募集締切の原則3週間前までにお申 込みください。担当者間で活動内容等を審査し、承認された募集情報は、学内掲示版、メ ール等で学生へ周知します。

## <受付相談窓口>

※所定の様式(別紙)の提出をもって受付いたします。



③ 学生がボランティア活動を行う際、募集条件と異なる状況が判明した場合や、精神的・肉体的苦痛を受けた場合には、そのボランティア団体の募集受付を停止します。

## 4. 申し合わせ事項

ボランティアの受入れ団体と本学は、以下の点を申し合わせ事項として確認します。

- ① 受入れ団体は、活動を行う前に学生がボランティア活動保険に加入しているか必ず確認する。(本学で加入を支援しているのは無償のボランティアが対象の活動保険です。有償ボランティア\*の募集も受付けますが、活動保険は受入先でご対応ください) \*有償ボランティア・・・・活動に係る交通費・昼食費等の実費以外に支払われる謝礼。
- ② 受入団体は応募した学生に活動内容や条件等を提示し、その内容について両者が合意したうえで活動を行うこととする。
- ③ ボランティア活動は、ボランティア受入れ団体の管理の下行うこととする。
- ④ 受入れ団体は、活動中に本学学生に何らかのトラブルが発生した場合、ただちに本学へ状況を説明するとともに情報の共有をすることとする。

## 5. 免責事項

本学で紹介するボランティア募集情報に関して、第三者により発生したトラブル等に対して は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

以上